

# 副本

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1579名




被告 国




## 証拠申出に対する意見書

平成28年11月8日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

保	木	本	正	樹	
飯	島			努	
岸	田	二	郎		
西	尾	昭	彦		
宮	崎	繁	人		
甲	田	憲	治		
小	池	走	野		

田	辺	昌	紀	
安	元	晶	子	
松	井	和	彦	
矢	田	真	司	
中	島	勇	人	
佐々	木	新	平	
日	笠		紘	
加	本	善	紀	

被告は、本書面において、原告らの平成28年10月18日付け証拠申出書による人証の申出に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 結論

原告らによる人証の申出は、いずれも速やかに却下されるべきである。

## 第2 理由

- 1 原告らは、本件訴えの変更申立てが許可されることを前提として、TPP協定の締結の差止め（新請求第1項）及びTPP協定の違憲確認（新請求第2項）を求めるとともに、TPP協定又はこれに関する交渉により憲法25条の生存権として保障される各種権利、憲法13条の人格権として保障される各種権利、憲法21条により保障される知る権利がそれぞれ侵害されたとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めている（本件国賠請求）。

そして、原告らは、①TPP協定が締約国の市民生活にもたらす影響等について専門家の証言により（証拠申出書第1）、②TPP協定に係る交渉の具体的内容及び経過について被告の担当者3名の証言により（同第2。その尋問事項は完全に同一である。）、③TPP協定が医療、農業、食品表示制度にもたらす影響について原告本人3名の供述により（同第3）、それぞれ明らかにするとして人証を申し出ている。

- 2 しかしながら、そもそも本件訴えの変更申立てのうち新請求に係る訴えの追加的変更が民訴法143条1項所定の訴えの変更の要件を満たしていないことをおくとともに、新請求第1項の訴えは民事上の請求として行政権の行使の差止めを求めるものとして、新請求第2項の訴えは法律上の争訟に該当せず、かつ確認の利益を欠くものとして、いずれも不適法な訴えであることは、被告の平成28年5月31日付け準備書面(2)第2（3ないし6ページ）で述べたと

おりである。また、本件国賠請求についても、原告らにTPP協定又はTPP協定の交渉によって侵害される権利ないし法的利益が存在せず、更にいえば、TPP協定はいまだ発効はもとより締結もされておらず、TPP協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われてないのであるから、主張自体失当であることは、被告準備書面(1)第2(4ないし8ページ)及び被告準備書面(3)第2(7ないし10ページ)で述べたとおりである。

そして、このことは、原告らの申出に係る証人の証言や原告本人の供述の各内容いかんによって何ら変わるものではない。

すなわち、新請求第1項の訴え及び新請求第2項の訴えがいずれも不適法であり、本件国賠請求が主張自体失当であることは、人証調べを行うまでもなく、原告らの主張そのものから明らかであるから、人証調べの必要性は全くない。

3 加えて、原告本人尋問についていえば、申出に係る原告本人3名の各立証趣旨及び各尋問事項をみると、原告らは、専らTPP協定が医療、農業、食品表示制度にもたらす影響についてそれぞれ供述を求めることを主眼としているものと思われるが、TPP協定がいまだ発効はもとより締結もされていないことも併せ考慮すると、結局のところ、原告本人3名の尋問は、これら原告が直接体験していない事実やこれら原告の個人的、主観的な意見、主張、推測を述べさせようとするものというほかないが、かかる尋問は、原告本人が経験した事実を供述させることで事実認定の用に供するという当事者尋問の目的を逸脱するものである。なお、原告西尾正道は、第5回口頭弁論期日において原告第5準備書面を、また、原告赤城智美は、第3回口頭弁論期日において原告第5準備書面を、それぞれ陳述して自らの主張を口頭で述べているから、これに重ねて原告本人尋問を実施する必要はない。

4 以上の次第で、原告らによる人証の申出は、いずれも不必要であるから速やかに却下されるべきである。

以上